

被災者の住宅再建支援制度の抜本的拡充を求める意見書

東日本大震災から6年目を迎えたが、今なお約15万人の被災者が応急仮設やみなし仮設住宅での生活を余儀なくされており、被災者の生活と生業の再建は道半ばである。また、2014年8月の広島市の豪雨土砂災害、2015年9月の関東東北豪雨災害、そして2016年4月には震度7の激震が2度も熊本地方で発生し、大量の家屋が全半壊、または一部損壊する甚大な被害が発生しています。

被災者の最大の願いは、一日も早く安心できる住まいや生活空間を得て、地域で暮らすことです。住宅の再建は、一人ひとりの被災者の生活再建の要であるとともに、地域全体の復興を左右する重要な課題である。地域での定住を促して人口流出を防ぎ、地域の活力やコミュニティを保つためにも住宅再建への支援が不可欠であり、それは公共性のある施策です。

被災者生活再建支援法は、施行後に2度の改正が行われたが、2007年度の改正の際の「4年後に制度の拡充に向けて見直す」との附帯決議はいまだに実現していません。現在、全壊家屋の再建には最大300万円が支給されますが、今日の資材や人件費等の高騰のもとで自宅再建や住宅を確保するためには、500万円への増額が急務です。

自然災害による全半壊の住宅被害はもとより、圧倒的多数の一部損壊の被災者からも悲鳴があがっています。日本国憲法第25条の生存権や第13条の幸福追求権に基づき、すべての被災者の住宅再建を支え、従来の生活と生業を取り戻すために国の支援が不可欠です。

地球温暖化も影響した異常気象が発生し、地震の活動期に入っている日本では、大規模な自然災害が全国どこにでも起きる可能性があります。よって、被災者生活再建支援法をはじめとした被災者への支援制度を速やかに見直し、以下の事項を実現するよう強く求めます。

1. 被災者生活再建支援法に基づく支援金の最高額を500万円に引き上げること
2. すべての被災者の住宅再建を支えるため、一部損壊も含めた国の支援策を抜本的に拡充すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月10日

高石市議会